議案第28号

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例 上記の議案を提出する。

令和元年5月30日

提出者 杉並区長 田 中 良

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例

杉並区介護保険条例(平成12年杉並区条例第33号)の一部を次のように改正する。

第13条第1項中「平成32年度」を「令和2年度」に改め、同条第2項を次のように改める。

- 2 前項第1号から第3号までの規定にかかわらず、保険料の減額賦課に係る令和 元年度及び令和2年度の各年度における保険料率は、次の各号に掲げる者の区分 に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。
 - (1) 前項第1号に該当する者 2万8,020円
 - (2) 前項第2号に該当する者 3万9,300円
 - (3) 前項第3号に該当する者 5万6,340円附 則
- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の杉並区介護保険条例第13条第2項の規定は、令和元年度分の保険料から適用し、平成30年度分までの保険料については、なお従前の例による。

(提案理由)

低所得者の保険料の減額賦課に係る保険料率を定める必要がある。

杉並区介護保険条例の一部を改正する条例新旧対照表

新 条 例 _| 旧 条 例

(保険料率)

- 第13条 平成30年度から<u>令和2年度</u> _までの各年度における保険料率は、 次の各号に掲げる第1号被保険者の区 分に応じそれぞれ当該各号に定める額 とする。
 - $(1)\sim(14)$ 略
- 2 前項第1号から第3号までの規定に かかわらず、保険料の減額賦課に係る 令和元年度及び令和2年度の各年度に おける保険料率は、次の各号に掲げる 者の区分に応じそれぞれ当該各号に定 める額とする。
 - (1) 前項第1号に該当する者 2万8,020円
 - (2) <u>前項第2号に該当する者</u> 3万 9,300円
 - (3)前項第3号に該当する者5万6,340円

(保険料率)

- 第13条 平成30年度から<u>平成32年</u>度までの各年度における保険料率は、 次の各号に掲げる第1号被保険者の区 分に応じそれぞれ当該各号に定める額 とする。
 - $(1)\sim(14)$ 略
- 2 前項第1号の規定にかかわらず、保 険料の減額賦課に係る同号に該当する 者の平成30年度から平成32年度ま での各年度における保険料率は、3万 3,600円とする。